

令和7年度 チャレンジ農業支援事業販路開拓推進WEBサイトの構築及び保守管理業務委託
事業者選定（プロポーザル方式）実施要領

1 業務の概要

(1) 件名

令和7年度チャレンジ農業支援事業 販路開拓推進WEBサイトの構築及び保守管理業務委託

(2) 目的

チャレンジ農業支援センターではチャレンジ農業支援事業の一環として、東京都内の農業者に
対し、販売先と農業者等とのマッチングをサポートする販路開拓ナビゲータの派遣を行っている
が、農業者からの派遣要請が年々増加しており応じきれない状況にある。さらに、販売先からの
都内農産品の要望も多くなっているが、農業者主体の販路開拓を行う当センターでは、販売先か
らの要望に応えられない現状にある。

ついては、販売先と農業者をつなぐ「販路開拓プラットフォーム(マッチングWEBサイト)」の構
築を行い、マッチングの可能性を広げていく。

本委託では、マッチングWEBサイト構築及び保守管理の業務委託を行う。

(3) 業務内容

別紙「委託仕様書」のとおり

(4) 契約期間

契約確定日の翌日から令和8年3月31日まで

(5) 選定事業者数

1者

2 事業提案上限額

10,120,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で
あること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立
て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の
申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生
法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定
された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

(3) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく精算の開
始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続
開始の申立てがなされていない者であること。

- (4) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。
- (5) 東京都の都税の納税義務を有するものにあつては、当該都税の未納がない者であること。
- (6) 東京都物品買入等入札参加資格があり、営業種目121番「情報処理業務」の「A」「B」又は「C」の等級に格付けされていること。又は、日本の企業や国、地方公共団体（公的団体を含む）からの委託により、ウェブサイト・マッチングシステム等の構築の実績があること。

4 資料の配布と参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 資料の配布

仕様書及び公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の事業案内パンフレット等は、財団ホームページからダウンロードすること。

(2) 参加申込

① 以下の書類を提出すること。

（ウの書類は（ア）もしくは（イ）の書類いずれかの提出で可）

ア 様式1「企画提案参加希望票」

イ 様式2「会社概要・実績一覧表」

ウ 資格要件に対応する以下の書類

（ア）東京都の「令和7・8年度物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票」の写し及び「令和7・8年度競争入札参加資格審査結果通知書（物品等）」の写し

（イ）日本の企業や国、地方公共団体（公的団体を含む）からの委託により、ウェブサイト・マッチングシステム等の構築実績を有することを証明するものの写し（当該契約書など、契約期間、契約金額、契約相手先が分かるページの写し）

② 期限：令和7年4月16日（水曜日）から令和7年4月24日（木曜日）まで 午前10時～午後5時（正午～午後1時は除く）

ただし、最終日は午後4時まで（必着）

③ 申込先：公益財団法人 東京都農林水産振興財団 管理課 契約担当

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

④ 方法：郵送または持参

郵送の場合は、期限内に必着とする。

(3) 指名通知

指名をした者のみに対し、令和7年5月7日（水曜日）までに指名通知を電子メール等で行う。

5 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書についての質問は、以下のとおり受付・回答するので、様式3「質問票」により、電子メールで送付すること。また、提出後は電話により到達確認を行うこと。なお、電

子メール以外による質問及び質問受付期間終了後の質問については一切受け付けない。

(1) 受付期間

令和7年5月7日（水曜日）から令和7年5月13日（火曜日）正午まで

※送付先アドレス challenge@tdfaff.com

(2) 回答方法

令和7年5月15日（木曜日）までに、企画提案参加者全員に質問及び回答を電子メールで送付する。

6 企画提案書の作成要領

(1) 提案に関する注意事項

- ① 仕様書で要求する要件について実現すること。また、実現できない場合は代替手段を提案すること。
- ② 仕様書で要求する要件以外に、より良い提案がある場合には、併せて提案すること。
- ③ 企画案の作成に当たっては、実施が可能で、履行責任が負えるものであること。
- ④ 令和8年度の保守管理業務は、本業務受託者と契約する方針であるが確約するものではない。

(2) 提出書類

① 企画提案書

企画提案書は、A4版サイズ（横）、页数は20ページ以内、文字サイズは12ポイント程度とする。表紙に「令和7年度 チャレンジ農業支援事業販路開拓推進WEBサイトの構築及び保守管理業務委託企画提案書」と表記すること。

仕様書を踏まえ、以下の項目について必ず記載すること。

ア 本業務の運営体制（工程別の人員体制、役割分担等）

イ 業務責任者、業務担当スタッフの略歴（業績を含む）

ウ 業務実績（特にWEBサイト構築、マッチングシステム構築、保守管理等の業務実績）

エ 本業務のスケジュール

オ WEBサイトの企画案

(ア) マッチングサイトの全体構成案

(イ) 農業者及び販路先の各々のプロフィールページの入力項目についての提案

(ウ) その他（自由提案）

より最適なWEBサイトの構築に向け、各業務において有効と思われることがあれば、仕様書記載事項以外についても積極的に提案すること。

② 見積書（様式任意）

見積総額及び内訳について詳細に明記すること。

内訳については、WEBサイト構築費用と保守管理費用（令和7年度）の大分類に分けた

うえで詳細を明記したものとする。

また、サイト構築後、1年間の保守管理費用の見積も合わせて提出すること。

なお、見積総額は消費税等の諸税を含む税込金額を表示すること。

(3) 提出方法

① 提出部数

書面及び電子データ（PDFファイル）にて提出すること。

ア 書面については以下の通り提出すること。

提出部数：各10部

うち8部は会社名及びロゴ等会社を特定できる事項を一切記載しないこと。

イ 電子データ（PDFファイル）については以下2種提出すること。

- ・会社名の記入があるもの 一式
- ・会社名及びロゴ等会社を特定できる事項を記載していないもの 一式

② 期限

令和7年5月21日（水曜日）午後5時（必着）

③ 提出先

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 農業支援課 チャレンジ農業支援センター

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

メールアドレス：challenge@tdfaff.com

電話：042-524-3191（直通）

④ 方法

ア 書面

持参又は郵送。郵送の場合は、発送後であっても、期限内に未着の場合には提出がなかったものとみなす。

イ 電子データ

電子メールで提出する。なお、提出後は電話により到達確認を行うこと。なお、電子メール送信後であっても期限内に未着の場合には提出がなかったものとみなす。

なお、1回のメールにつきデータ容量は30MBまでとする。やむを得ずそれを超える容量のデータを送信する場合は、複数回に分けて送信すること。

※書面及び電子データ、いずれか一方でも期限内未着であった場合は、提出がなかったものとみなす。

(4) 参加辞退

企画提案応募を辞退する場合は、様式4「辞退届」を令和7年5月21日（水曜日）

午後5時までに持参又は郵送にて提出すること。

(5) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

7 審査方法

本業務の事業者の選定について、あらかじめ提示した事業提案上限額をもとに企画提案を募り、財団が設置する企画審査会において、審査基準に基づき履行能力や提案内容等を総合的に判断して、事業者を選定する。なお、応募者多数の場合には、事前に書類審査を行い、審査会に参加できる応募者を選定することがある。

(1) プレゼンテーションの実施

企画提案者は、下記により開催する企画審査会においてプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは個別に行い、非公開とする。プレゼンテーションは提出した企画提案書等をもとに行うものとし、資料の書き換え、追加資料の配布は認めない。

- ① 実施日：令和7年5月28日（水曜日）予定
- ② 実施時間：事業者による応募書類の提案説明30分、質疑応答20分／ 計50分
- ③ 実施場所：公益財団法人 東京都農林水産振興財団 立川庁舎
〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

④ その他

ア 時間等の詳細については別途通知する。

イ プレゼンテーションは実際に本委託事業を担当する者が行うこと。

ウ オンライン参加について

希望があればオンライン（Teams）による参加も可能とする。オンラインによる参加を希望する場合には、下記のとおりとする。

- ㊦ オンラインによる参加を希望する場合は、希望申出期間中に担当部署（農業支援課 チャレンジ農業支援センター）に電話にて申し出ること。
- ㊧ 参加URLは、別途通知する。
- ㊨ プレゼンテーション開始10分前までには参加URLにアクセスし、ミーティング会議への接続待ち状態で待機すること。
- ㊩ 希望があれば、企画審査会当日の音切れや接続状況等の環境確認のための疎通検証を事前に行うことができる（検証日時は財団が指定する）。希望する場合は、指名通知後、企画提案書提出期限までに担当部署（農業支援課 チャレンジ農業支援センター）に電話で申し出ること。ただし、事前の疎通検証は企画審査会当日の疎通を保証するものではなく、財団は疎通不良について一切責任を負わないこととする。

(2) 審査基準

項 目	評価の視点
実施体制 運営能力	管理運営体制（業務体制）は適正かつ効果的な履行が期待できるか
	取組内容やスケジュールが具体的に示され、履行期間内に実施が可能であるか
	マッチングシステム構築の業務受託をしたことがあるか
	利用者増加・機能追加に対応できることを想定したシステム提案であるか
	WEB サイトの緊急対応時について休日も含め復旧対応ができるか
企画力	利用者（農業者・販路先）が活用しやすいWEB サイト（マッチングシステム）の提案内容であるか
	農業者及び販路先（主に小売業・飲食サービス業・ホテル業）の業界理解は十分であるか
	農業者が自身の商品をPRするにあたり必要と思われる入力項目が提案できているか
	販路先が商品を購入するにあたり企業情報や仕入条件等必要と思われる入力項目が提案できているか
	仕様内容以外の新たな提案に魅力があるか
	ユーザビリティ(使いやすさ)及びアクセシビリティ(年齢的・身体的条件等に因らない利用しやすさ)に配慮した構成になっているか
価格の妥当性	提案内容に対する経費（内訳含む）は妥当か。経費配分は妥当か。
	コスト削減の工夫がなされているか

8 審査結果の通知

審査結果については、採用・不採用にかかわらず、企画提案書の提出があった者全員に対して、令和7年6月2日（月曜日）までに電子メール等にて通知する。なお、企画審査会の審査内容に関する質問は、一切受け付けない。

9 日程（予定）

公募・希望申出受付開始	令和7年4月16日（水曜日）
公募締切	令和7年4月24日（木曜日）
企画審査会への指名通知	令和7年5月7日（水曜日）【同日質問受付開始】
質問受付期間	令和7年5月7日（水曜日）～5月13日（火曜日）正午まで
質問回答	令和7年5月15日（木曜日）までに回答
企画提案書等の提出期限	令和7年5月21日（水曜日）午後5時（必着）
プレゼンテーションの実施	令和7年5月28日（水曜日）予定
決定通知	令和7年6月2日（月曜日）

10 契約の締結

- （1）審査の結果、最も優れた提案を行った者と委託契約の締結交渉を行い、協議が整った場合には契約を締結する。採用された企画提案について、財団が必要と認める場合には、選定事業者と協議の上、その企画の一部を修正できるものとする。

なお、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

- （2）選定された事業者は、各種法令を遵守することはもとより、事業の達成に向けて最大限の努力を講じること。また、委託内容の詳細な実施方法は、契約締結後、財団と協議の上、決定するものとする。

11 その他の留意事項

- （1）提案書等の作成、プレゼンテーション等に要する経費及び提出に関する費用は、企画提案者の負担とする。

- （2）プレゼンテーションでパソコンの使用を希望する場合は、事前に財団に連絡すること。なお、プレゼンテーションで使用するプロジェクター又はモニター（HDMI端子）は財団側で準備するが、パソコンは参加者において準備すること。ただし、財団は接続の不具合について一切責任を負わないものとし、あらかじめ企画提案書のみでプレゼンテーションを行えるように準備しておくこと。

- （3）提出された書類は、書き換えや撤回をすることはできない。また、提出された書類は、返却しない。

- （4）失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、無効又は失格とする。

ア 本実施要領に適合しない書類を作成し、提案した場合

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出

した場合

- ウ 期限後に提案書等を提出した場合、または期限内に提案書等の提出がなかった場合
- エ 企画審査会の当日、開始時間に遅刻又は欠席した場合
- オ 実施要領に違反又は著しく逸脱した場合
- カ 見積金額が事業提案上限額を超えた場合

1 2 担当部署（連絡先）

公益財団法人東京都農林水産振興財団（立川庁舎）

農業支援課 チャレンジ農業支援センター

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

電話番号 042-524-3191

E-mail challenge@tdfaff.com